

# 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

## 平成 25 年度事業計画

平成 25 年 3 月 25 日

本会では、福祉用具専門相談員の知識や技術の「見える化」のツールとして、2009年に「福祉用具個別援助計画書」等を開発しました。その後、この様式を使った公開事例検討や研修等を各地で開催。この活動を通じ、一般の方に福祉用具専門相談員の役割を知ってもらうと共に、関係者に対しては、計画に基づく福祉用具サービスの提供と、定期の訪問確認の実施を求める運動を展開しました。そして、平成 23 年度に制度改正が行われ、昨年 4 月から、福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画作成と、モニタリングの実施が義務化されました。

この改正により、福祉用具専門相談員は、当該計画書の作成・実施等を通じて、専門性を明確にできる環境が整い、個人が有する知識や技術に対して関心も高まってくるものと思います。このような中、本会では、厚生労働省・平成 24 年度老人保健健康増進等事業の助成を受け、「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の開発を行い、本年 10 月から運用を開始します。福祉用具専門相談員のキャリアアップの仕組みとして、多くの参加者を得るとともに、ご利用者やケアマネジャーが制度を積極的に活用されるよう、様々な取り組みを行っていきます。

政府は「社会保障制度改革国民会議」で、給付の見直し作業を行い、8月の報告を経て、来年の通常国会に改正法案を提出する予定です。福祉用具は今回の義務化で、他の給付サービスと同じスタートラインに立ちましたが、今後は計画作成とモニタリングを確実に実施すると共に、「質」の向上に向けた取り組みも進める必要があります。本会では、平成 24 年度老人保健健康増進等事業の助成で、計画書の作成実態と効果検証を行いました。この成果をもとに計画書の事例分析を通じて、福祉用具サービスの質の向上に向けた「ガイドライン」を策定したいと考えています。

前記の「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」を成功させるには、いかに多くの教育・研修実施者の協力を得るにかかっています。このため本会では、各ブロックと協力し、地域における研修機会の確保に向けて、関係者との交渉やネットワークづくりに取り組みます。未組織地域では、ブロック等の整備を進めていきます。また、福祉用具による事故の防止は、本会が取り組むべき課題であることから、研修・広報活動を通じて、全国的な普及・啓発活動を展開します。

以上のことから、本会では以下の 4 点を基本方針として、平成 25 年度の事業に取り組みます。

### 【基本方針】

- (1) 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の登録者や、ケアマネジャーなど公表情報の利用者が増え、制度の定着が早期に進むよう、適切な運営と普及・啓発に積極的に取り組む。
- (2) 「福祉用具サービス計画」作成能力の全体の底上げを図るため、福祉用具専門相談員が参酌すべきガイドラインを開発し、この普及を図っていく。
- (3) 地域における福祉用具専門相談員のネットワークを構築し、同時に多職種との連携機会を確保するため、都道府県ブロックや支部の組織化、活性化を図る。
- (4) 福祉用具の適切な利用支援と事故防止に向けた取り組みを推進することで、利用者が安全に、安心して福祉用具を利用できる環境づくりに取り組む。

## 【具体的な活動】

### 1. 総会・理事会等の開催、運営

定款の目的を実現するための適切な事業計画、予算を作成し、適正に実施していくために総会、理事会、正副理事長会を開催する。また、地域での会員の自主的な活動を促進していくため、ブロックの設立支援、並びにブロック長会議等を開催する。

#### (1) 定時総会の開催

5月30日、定時総会を開催し、平成24年度事業報告・決算、福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の創設について審議し、併せて平成25年度計画・予算等の実施について会員に協力を求める。

#### (2) 理事会の開催

平成25年度の事業計画、予算の作成・実施、その他会務における適正な業務の執行に関する事項を議決するため、年3回理事会を開催する。

#### (3) 正副理事長会議（拡大含む）の開催

理事会の補助・調整等を行うため、理事会の開催に合わせて正副理事長会議を開催する。

#### (4) ブロック長会議、支部会議の開催

総会の開催に合わせて、ブロック長など地域の関係者を集めてブロック長会議を開催する。また、地域の事情を踏まえ、可能な地区から支部会議を開催する。

### 2. 委員会等の設置・開催

理事会から付託された事項につき、検討・企画・実施等を行うため委員会等を以下のとおり設置し、開催する。

#### (1) 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の検証・検討委員会の開催

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」のスタート後、適当な時期に検証を行うと共に、この結果を踏まえて制度の充実策を検討するための委員会（年1～3回）を開催する。

#### (2) 「福祉用具サービス計画」ガイドライン作成委員会の開催

「福祉用具サービス計画」作成能力の底上げを図るため、福祉用具専門相談員が当該計画を作成する際、参酌するガイドラインの開発を行うための検討委員会（年1～3回）を開催する。

### 3. 会員、組織に関する活動

#### (1) 各ブロックの運営支援

地域における会員間の交流や、行政、関係団体との連携、「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の地域活動等を適切に行うことができるよう、既存ブロックの運営を支援する。

#### (2) 新規ブロック、支部の設立

全ての都道府県にブロックを設置できるよう、未組織地域の会員、関係者との連携のもと、組織化を進める。また、広域で取り組むべき課題解決に向けて、条件が整った広域エリア（複数の都府県を組み合わせた圏域）から、ブロックを構成員として「支部」を設置していく。

#### (3) 研修ポイント制参加者、新規会員の募集活動

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」参加者の募集活動に併せ、新規会員の募集活動も展開し、組織の強化を図る。

#### (4) 賛助会員制度の充実と入会促進

本会の活動を側面から支援して頂く賛助会員と、正会員の交流が効果的に図れるよう、各種会合や研修、広報など様々な活動を通じて、情報交換等の場を設定する。また、新規賛助会員の募集活動を積極的に行っていく。

### 4. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

前記の基本方針に基づく事業を円滑に実施していくため、国に対して必要な政策提言を行うと共に、自治体や全国・地域の関係者と連携して必要な活動を展開していく。

#### (1) 国に対する政策提言に関する活動

現在、国では、社会保障・税一体改革の一環として「社会保障制度改革国民会議」で制度の見直し論議を進めている。これと連動して「社会保障審議会・介護保険部会」も介護保険の見直し作業を進め、来年の通常国会に改正法を提出する予定である。本会では、これらの動きを注視しながら、会員の意見等を集約して、国に対して必要な政策提言を行っていく。

#### (2) 職能・事業者の全国団体等との連携

本会では、職能・事業者の全国団体等に対して、「福祉用具サービス計画」や「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」による職業能力の開発に向けた環境づくりに協力を求めている。同時に、前記(1)の制度改革に対して、必要に応じ協力して活動を展開していく。

#### (3) ブロック等を通じた都道府県、市区町村との連携等

本会では、各ブロックを通じて都道府県、市区町村に対して、「福祉用具サービス計画」や「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」による職業能力の開発に向けた環境づくりに協力を求めるとともに、この推進のための連携関係を築いていく。

#### (4) ブロック等を通じた都道府県の関係団体等との連携

本会では、各ブロックを通じて、前記(2)の全国団体の都道府県等組織と協力しながら、福祉用具専門相談員の職業能力の開発・向上に向けた環境づくりを進めていく。

#### (5) ブロック等を通じた地域の教育・研修実施者との連携

本会では、各ブロックを通じて地域の教育・研修実施者と連携をとり、福祉用具専門相談員のスキルアップに必要な教育等の機会の確保に努めていく。

### 5. 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の普及・推進

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」の普及・推進を目的に、以下の活動を行う。

#### (1) 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」実施計画・予算の作成

本会では、本制度の計画的な運営のため、実施計画と予算を作成する。実施計画は、地域における活動の指針となることから、ブロック関係者への周知を図っていく。

#### (2) ブロック研修担当者会議の開催

制度の成功のカギは、いかに多くの教育・研修実施者が認証を申請するか、いかに多くの利用者、ケアマネジャー等がWebサイトを閲覧し、サービスの選択に活用するかにかかっている。そこで、各ブロックに「ブロック研修担当者」を置き、地域の関係者に対して普及・啓発を行うと共に、利活用の調整を行ってもらう。この担当者会議を開催する。

#### (3) 教育・研修実施者への説明会等の開催

本制度では、福祉用具専門相談員に対する研修機会の確保が課題であり、多様な実施主体が

認証研修を開催してくれることを期待している。そのため各地の教育・研修実施者に対して、同制度の説明会を開催し、もって認証の申請をしてもらうよう働きかける。

#### (4) 普及・啓発シンポジウムの開催

ケアマネジャー、福祉用具関係者、教育・研修実施者等を対象に、制度の趣旨・仕組み、利活用等を理解してもらうため、普及・啓発シンポジウムを開催する。なお、可能な限り、前記(2)の担当者会議や、前記(3)の説明会と併せて開催するなど、効率的な集客方法を見込む。

- ・バリアフリー2013におけるシンポジウム（4月18日）
- ・国際福祉機器展（HCR）におけるシンポジウム（9月18日～20日）
- ・ブロック研修担当者会議や、教育・研修実施者への説明会等との同時開催 など

#### (5) 制度の充実のためのアンケート調査の実施

制度の充実を図るため以下のアンケート調査を実施する。

- ・研修ポイント制度会員に対するアンケート調査
- ・地域の教育・研修実施者に対するアンケート調査

### 6. 研修に関する活動

本会では、福祉用具サービスの質の確保と、専門職としての専門性の向上を目指して、福祉用具専門相談員に対する研修のほか、ケアマネジャーや訪問介護員など他職種との連携を目的に、以下の研修等を行っていく。

#### (1) 「福祉用具サービス計画」スーパーバイザーの養成

「福祉用具サービス計画」作成技術の水準向上のため、職域や地域で同計画の作成と実施を指導するスーパーバイザーの養成を行い、氏名等を公表する。

#### (2) 福祉用具の安全確認・訪問介護員との研修の開催支援

平成23年度に福祉医療機構の助成を受け、福祉用具の事故防止を視点とした訪問介護員と福祉用具専門相談員の連携研修をモデル的に実施した。ブロックや関係者が同様の研修を開催する際、情報提供等を通じて支援を行う。

#### (3) 福祉用具サービス計画・ケアマネジャーとの合同研修の開催支援

平成23年度に厚生労働省・老人保健健康増進等事業の助成を受け、「福祉用具サービス計画」の活用を目的に、ケアマネジャーと福祉用具専門相談員との合同研修をモデル的に開催した。ブロックや関係者が同様の研修を開催する際、情報提供等を通じて支援を行う。

#### (4) ノーリフト「抱えない介護」研修の開催支援

「職場における腰痛予防対策指針」が改訂される中、福祉用具を活用した予防対策の必要性が改めて認識されている。ブロックや関係者が同様の研修を開催する際、日本ノーリフト協会の協力を得るなど、開催の支援を行っていく。

#### (5) 福祉用具サービス計画の公開事例検討会の実施

全国の福祉用具関係者が集うバリアフリー2013が大阪で開催されることから、計画作成のための基本的情報を提供するため、「福祉用具サービス計画の公開事例検討会」を会期中に3回実施する。

- ・4月18日(木)／加島 守氏(高齢者生活福祉研究所所長)
- ・4月19日(金)／渡邊慎一氏(一般社団法人神奈川県作業療法士会会長)
- ・4月20日(土)／市川 洸氏(福祉技術研究所株式会社代表)

## 7. 広報に関する活動

会員や関係者に対する広報活動を積極的に行うとともに、ホームページ等を活用して、利用者や保険者、ケアマネジャーに対して適宜必要と思われる情報を提供していく。

### (1) 「福祉用具サービス計画」の研修用DVD・リーフレットの制作

福祉用具サービス計画を活用するケアマネジャー、指導する保険者・都道府県、作成技術を学ぶ福祉用具専門相談員のために普及・学習用の視聴覚教材（DVD）を制作し、配布する。

### (2) 全国レベルの展示会への出展・イベント等の開催

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」等の普及・啓発のため、全国レベルの展示会に出展し、企画展示を行うとともにシンポジウムやワークショップを行う。

#### ①大阪・バリアフリー2013における普及・啓発イベント（4月18日～20日）

- ・シンポジウム / 4月18日（木） 11:00～12:30
- ・ワークショップ / 4月18日（木）～20日（土） 各日 15:00～16:30
- ・ブースでの展示 / 4月18日（木）～20日（土） 各日 10:00～17:00

#### ②東京・国際福祉機器展HCR2013における展示、普及・啓発イベント（9月18～20日）

### (3) 10月1日「福祉用具の日」協賛イベントの実施

「福祉用具の日」推進協議会は、厚生労働省、経済産業省の後援を得て、福祉用具法の施行日である10月1日を「福祉用具の日」として、全国的な福祉用具の普及・啓発活動を展開。本会ではこの趣旨に賛同し、協賛イベントを実施する。

### (4) 福祉用具サービス計画に関するパブリシティ活動

「福祉用具サービス計画」「モニタリング」の普及・啓発のため、マスコミ各社の協力を得るほか、本会ホームページや独自の各種媒体を通じたパブリシティ活動を展開する。

### (5) 厚生労働省の提供情報の迅速な周知活動の展開

厚生労働省から提供される事故情報をはじめ、各種の行政情報等を会員、関係者に迅速に伝えていく。

### (6) 平成24年度の助成事業の成果等の普及・啓発

昨年度に実施した助成事業の成果をホームページ等で公開し、同様の取組みを検討している関係者に対して情報を提供し、事業の定着を目指していく。

### (7) ホームページの充実

「福祉用具専門相談員の研修ポイント制」のWebサイトの開発に合わせ、本会の公式サイトへの充実も図っていく。

### (8) 「ふくせんレポート」の発行（号外、速報、合冊版）

本会が行う会議、研修、イベント等や、本会が関係する催事など、会員にとって必要と思われる情報をレター形式の情報誌「ふくせんレポート」にして発行し、会員専用ページ等で提供していく。なお、年4回複数刊を合冊にして会員、関係者に郵送する。

## 9. 調査・研究に関する活動

### (1) 福祉用具サービス計画書の事例調査等

「福祉用具サービス計画」を作成する際に、福祉用具専門相談員が参酌すべきガイドライン

の開発のため、当該計画書の事例分析とアンケート調査を行う。

## **(2) 福祉用具サービス計画の作成ソフトの調査・情報提供**

福祉用具専門相談員が、福祉用具サービス計画を効率的に作成するためには、専用の作成ソフトを活用することも考えられるが、今後の基礎データを整備する目的でシステムベンダーを対象に調査を行い、関係者に情報を提供する。

## **(3) 世田谷区の福祉用具訪問調査（委託事業）への協力**

昨年度に引き続き、世田谷区の福祉用具訪問調査事業に協力し、同調査、助言等の補助を行う調査員として、本会会員の派遣を行う。また、同事業は福祉用具のサービスの質の確保につながることから、全国の他の市町村にも事業を紹介していく。

## **(4) 日常的な情報収集活動**

国や自治体の政策、福祉用具・介護サービス市場の動向など、会員にとって必要な情報を積極的に収集し、広報活動を通じて適切に提供していく。

